

通貨ユーロ信認の仕組み(5) — 財政統合に向けた動き②

■ SGP の強化

2009 年 10 月にギリシャの財政赤字過少申告が発覚した後、欧州危機が発生しました。この教訓から、「財政に対する相互監視の強化」に主眼を置く方向となり、加盟国の財政・予算の透明化、SGP 規定を逸脱した際の罰則の強化、SGP 順守の国内法化が図られることとなりました。

a) ヨーロピアン・セメスターの導入

- 欧州委員会が EU 加盟国の経済・構造改革プログラムを分析し、12~18 か月間の経済政策の提案を行うというもの。財政政策が EU の要求水準を満たしていない場合、制裁が科されます。

b) シックス・パック

- 5 つの規制と 1 つの指令に基づく経済ガバナンス強化法(シックス・パック)が制定され、財政赤字の名目 GDP 比 3%基準や公的債務残高の名目 GDP 比 60%基準、マクロ経済不均衡手続に則り、マクロ経済に対しても監視が行われるようになりました。

c) 安定・強調及び統治に関する条約(Treaty on Stability Coordination and Governance:TSCG)

- 英国とチェコを除く EU25 か国は、2012 年 3 月に新たな政府間協定(政府間の合意であり法律ではない)として TSCG を締結し、2013 年 1 月 1 日に発効した。この中で、「構造的な財政赤字を名目 GDP 比 0.5%以内に収めなければならない。」という均衡予算規定を、2013 年末までに国内で法律か、望ましくは憲法レベルで定めるということが決まりました。

d) ツー・パック

- 各国の財政・予算決定をユーロ圏共通の懸念事項ととらえ、お互いに監視・調整していく体制の強化を図ったものです。

	債務比率(対 GDP)	財政収支	構造的財政収支	構造的財政収支に関する中期財政目標(MTO)	過剰財政赤字是正手続きの期限(EDP)
	上限60%	最低-3%	最低-0.5% (債務比率60%以内の場合、-1%)	目標値	
オーストリア ^T	81.2%	-2.9%	-1.3%	-0.5%(2018年)	No(2014年以降)
キプロス ^T	104.5%	-4.9%	-2.1%	0%(2032年)	2016
エストニア	10.1%	-0.6%	-1.1%	0%(2015年)	Never
フランス ^T	92.2%	-4.5%	-3.3%	0%(2019年)	2017
フィンランド	56.0%	-2.9%	-1.1%	-0.5%(2014年)	No(2011年以降)
ドイツ ^T	76.9%	0.0%	0.6%	-0.5%(2012年)	No(2012年以降)
ギリシャ ^T	174.9%	-12.2%	1.6%	N/A	2016
アイルランド ^T	123.3%	-5.7%	-4.8%	0%(2019年)	2015
イタリア ^T	127.9%	-3.0%	-0.9%	0%(2016年)	No(2013年以降)
ポルトガル ^T	128.0%	-4.9%	-1.9%	-0.5%(2015年)	2015
スロベニア ^T	70.4%	-3.0%	-2.5%	-0.5%(2017年)	No(2014年以降)
スペイン ^T	92.1%	-6.8%	-2.3%	0%(2026年)	2016
デンマーク	45.0%	-2.3%	-1.2%	-0.5%(2011年以降)	No(2014年以降)
ルーマニア	37.9%	-2.8%	-2.5%	-1.0%(2014年)	No(2013年以降)
スロバキア	70.4%	-14.6%	-2.1%	-0.5%(2022年)	2015
ルクセンブルグ	23.6%	-0.4%	0.4%	-0.5%(2013年)	Never
マルタ ^T	69.8%	-2.7%	-2.9%	0%(2017年)	No(2015年以降)
オランダ ^T	68.6%	-2.5%	-0.8%	-0.5%(2018年)	No(2014年以降)
ラトビア	38.2%	-1.2%	-1.6%	-0.5%(2019年)	No(2013年以降)
ブルガリア	18.3%	-3.7%	-3.4%	-0.5%(2017年)	No(2012年以降)
ベルギー	104.5%	-3.0%	-2.7%	0.75%(2016年)	No(2014年以降)
リトアニア	39.0%	-2.6%	-2.2%	-1.0%(2015年)	No(2013年以降)
ハンガリー ^T	77.3%	-2.9%	-2.8%	-1.7%(2012年以降)	No(2013年以降)
ポーランド	55.7%	-4.0%	-3.5%	-1.0%(2018年)	No(2015年以降)
スウェーデン	38.6%	-2.4%	-1.5%	-1.0%(2011年以降)	Never
日本(ご参考)	233.8%	-5.9%	-5.3%		

T: 移行期間(EDPの廃止後、3年間は、債務比率のみの履行)

本書は、情報提供のためのみに提供されるものであり、新たな資料によりその全体について修正、更新または差替されることがあります。本書に含まれる情報は、信頼できると信ずべき情報源から入手されるものでありますが、その正確性または完全性について何らの表明をするものではありません。本情報の正確性または当社の見解の有効性へ依拠される方は、自己の責任においてそれを行うこととなります。

本書は、金融商品（有価証券を含みますが、これに限られません）の取得の申込またはその引受もしくは買付の申込の勧誘を目的とするものではなく、また金融商品の取引条件の最終的な提示を意図したものではありません。本書に記載されるいかなる表示も三田証券会社またはその関係会社が取引を締結することを約束するものとして解釈されるべきではありません。三田証券会社および、またはその関係会社が本書に基づいて取引を行うことはありません。

三田証券会社またはその関係会社は、本書から発生した誤解について一切の責任を負いません。また、三田証券会社及びその関係会社は、本書に基づいて投資家がなす決定から発生した財務上その他の結果に関して、いかなる受託者責任または賠償責任も負いません。投資家は、リスクを自ら評価し、且つこの点について必要な範囲で自己の法律上、財務上、税務上、会計上またはその他専門分野の自己の助言者から助言を受ける必要があります。

投資家は、特に、本書に記載する金融商品を引受、買付且つ保有する場合、一定の状況においては本金融商品の償還価値・強制買戻価格が額面金額・当初投資金額を下回る場合があり、ゼロとなる可能性もあることを認識する必要があります。

商号等	三田証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 175 号
本店所在地	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 3-11
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	5 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和 24 年 7 月
連絡先	03-3666-0011 又はお取引のある支店にご連絡ください。